

告 示

埼玉県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ヴィーニュビル

埼玉県新座市野火止五丁目二番六十号

口 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）日本トイザラス株式会社 代表取締役 ディーター・ハーベル

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 井原 實

埼玉県さいたま市中央区大字下落合千二十七番地

（変更後）日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチー・ジ
エイブス

神奈川県川崎市幸区大宮町千三百十番地

株式会社与野フードセンター 代表取締役 木村幸治

埼玉県さいたま市中央区大字下落合千二十七番地

ハ 変更年月日

令和元年十一月三十日外

二 届出年月日

令和二年二月二十六日

三 縦覧期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課